

頂いたご意見の概要		国土交通省の考え方
①	占用料の単価改定について賛成する。	貴重な御意見ありがとうございます。
②	国が管理する道路と地方公共団体が管理する道路とで、占用料金に差異があることに疑問。(計2件)	地方公共団体が管理する道路における占用許可は自治事務であり、その占用料は条例で定めることとなっています。 国による占用料の統一は地方自治の観点からも困難であると考えます。
③	甲地と乙地で占用料単価の差が大きい。(計2件)	占用料は道路の存する土地の価格を用いて算出するため、土地価格の差が占用料単価に影響し、特に商業地目を用いている占用物件で単価の差が大きくなります。
④	改定時期はいつか。	今後は占用料単価を3年程度ごとに見直す方針としています。
⑤	占用料を他の方法(道路に対してのボランティア等)で代替等させられないか。	占用の対価である占用料について、金銭以外の方法(労務等)で支払うこととなり、その金銭換算も困難であることから、妥当ではないと考えられます。
⑥	地域によっては景観的に看板の設置を禁止する箇所があるが、看板自体を画一的になくす事が必ずしもいいとは思えない。規制で罰するばかりだけでなく、優れた景観には表彰制度の様なものがあるのもいいのではないか。	頂いた御意見の景観形成に係る規制は、直接には占用制度によるものではないと考えられますが、今後の参考とさせていただきます。